

皇居外苑の在り方に関する懇談会の報告書(概要)

＜基本的考え方＞

＜苑地整備・活用の考え方＞

＜特別使用許可の考え方＞

＜地域連携の考え方＞

※実証事業の考え方

※閣議決定、閣議了解

皇居外苑の在り方に関する懇談会の報告書内容 ＜基本的考え方＞

- ① 日本の文化的景観である白砂青松に基づく黒松と芝生の、皇居と一体となった景観とその歴史的、文化的価値は、皇居外苑を象徴するものであり、今後も将来にわたり守り続け、さらに向上させていくべきものである。
- ② 皇居外苑は、上記①の下で、国民に開かれた公園としてそのニーズに広く応える利用の在り方を常に取り入れていくとともに、皇居に隣接する公園として静謐を維持していくことも求められる。この両方の異なるニーズに応えていくため、各隣接地の特性を踏まえながら、具体的な利用や施設整備を考える必要がある。
- ③ 皇居外苑の歴史的・文化的な価値を、訪れる人々がより深く理解することができるよう、情報発信、環境整備、さらに行事等の実施に取り組む必要がある。
- ④ ウィズコロナ・アフターコロナを契機として、安心して利用し、憩うことのできるかけがえのない空間としての価値を提供していくべきであり、健康増進のための活動やリモートワークなど新しい社会のライフスタイルによる利用を受け入れていく方策について、創造していく必要がある。

皇居外苑の在り方に関する懇談会の報告書内容 ＜苑地整備・活用の考え方＞

- ⑤ 皇居に近く、皇居や東御苑への動線機能を有する正門前広場や桔梗門及び隣接する桜田門周辺については、引き続き尊厳のある静穏な空間を維持するべきである。そのため、便益施設については、必要最小限の整備にとどめる必要がある。一方、**皇居正門から離れた場所（皇居外苑外周部、内堀通り及びその東側）**においては、皇居へと続く皇居外苑の文化的景観との一体性を保ちつつ、利用者に対して**より一層快適かつ効果的な利用環境を提供**していくべきである。
- ⑥ 皇居外苑内の利用環境を整備していく上で、**濠の水質や自然環境をさらに向上**させていくことが重要である。加えて、**日本の姿を発信するという視点**を常に積極的に取り入れつつ、必要な施設等を導入していくことも期待される。
- ⑦ 公共サービスに新たな付加価値を創造していく観点から、**便益施設の運用において民間の知恵と活力を有効に活用**していくべきである。例えば、和田倉噴水公園や楠公レストハウス等の既存施設の柔軟かつ多様な活用を進めるとともに、既存施設で対応できないニーズに対しても、**周辺環境との調和を図った上で、試験的な取組**も行いながら、**新たな便益の提供方法**について適宜検討していくことが期待される。
- ⑧ 苑路や柵の整備、ベンチやごみ箱、案内表示等の配置や表現に工夫を講じることで、散策や芝生への立入り、飲食、ごみ対策など、公園としての**適切な利用方法を自然に誘導する仕掛けづくり**に取り組んでいく必要がある。

皇居外苑の在り方に関する懇談会の報告書内容 ＜特別使用許可の考え方＞

- ⑨ 皇居外苑は、世界に対して日本の姿を強く発信していくことのできる場であり、**ここで行うことに明確な意義が認められる**ものであれば、社会のグローバル化に対応して、**状況に応じて行事等の実施を許可**していくことが求められる。その際、今日の社会の状況が、昭和27年12月閣議了解当時から大きく変わっていることに照らし、閣議了解の下での**特別使用許可の運用**が、こうした方向での**多様な利用を制約**するものであるならば、**閣議了解の見直しも視野**に入れて対応するべきである。そのため、今後、環境省において、本章全体を踏まえつつ、**皇居外苑の利用としてふさわしいと考えられる各種行事等の試験的な実施を充実**させ、具体的な利用ニーズを明らかにしていくとともに、**利用の制約があるか確認**していくことを求める。こうした行事として、例えば、皇居正門から離れ、ビジネス街等により近い場所であれば、皇居外苑の文化的景観になじみ、かつ、日本の伝統や文化を生かした国際交流や世界に向けた日本の貢献の発信に寄与するような行事については、使用を認めていくことも考えられる。ただし、実施される行事は、**政治や宗教、特定の者の利益の為とならないよう、公共性があることに十分配慮**されたものでなければならず、かつ、我が国のかけがえのない財産である**皇居外苑で実施するにふさわしい意義**が認められることも必要である。また、環境省管理の公園で行う行事として、他の模範となるような環境取組が講じられることも期待される。（苑地整備・活用エリアのイメージ①）他方、**尊厳のある静穏な空間を維持すべき正門前広場や桔梗門及び桜田門周辺については、引き続き国家的行事に限って使用を認める**ことが適当である。（苑地整備・活用エリアのイメージ②）

【利用イメージ：社会の持続可能性をテーマとした活用】

例えば、かつて江戸は世界最大の都市でありながら清潔が保たれ、自然と共生した循環型社会が構築されていたと言われている。一方で現在、皇居及び東京セントラルパークは大きな生態系を作り出しており、また、隣接するビジネス街には、SDGsに積極的に取り組む企業が数多く存在する。これらに共通するキーワードである「社会の持続可能性（sustainability）」をテーマに、東京における国際会議等で世界から人が集まる機会に発信し、理解や行動を促進することは、皇居外苑の特性を踏まえつつ、我が国の姿勢を内外に効果的に示していくことになる。

皇居外苑の在り方に関する懇談会の報告書内容 ＜地域連携の考え方＞

- ⑩ 皇居外苑の価値を発揮するためには、皇居外苑単体でその在り方を模索するばかりではなく、東京セントラルパークを管理する一員として他の施設管理者と一層連携していくべきである。東京都が事務局となり「東京セントラルパーク連絡会」が2020（令和2）年10月に発足したところであるが、環境省は、中心的な役割を担うべき主体であることから、その活動を積極的に推進していくことを期待する。また、隣接するオフィス街等とともに、一体的な情報発信や機能の補完、相互への移動手段の確保等、地域全体としての価値提供の方策を探っていくため、隣接するエリアマネジメント団体や観光関係団体など、地元関係者との連携を深める必要がある。なお、前述のとおり、皇居外苑を二分する形となっている内堀通りについては、昭和24年報告以来、対応の無いまま現在に至っている状況を認識しつつ、一方で、パレスサイクル開催時の車両通行止めの措置なども参考にしながら、現状において広場としての一体性をいかに改善していくか、工夫の糸口を探っていく必要がある。

実証試験の考え方

皇居外苑の在り方懇談会の報告書(抜粋)

- ◆ 皇居外苑の利用としてふさわしいと考えられる各種行事等の試験的な実施を充実させ、具体的な利用ニーズを明らかにしていくとともに、利用の制約があるか確認していくことを求める。
- ◆ 政治や宗教、特定の者の利益の為とならないよう、公共性があることに十分配慮されたものでなければならず、かつ、我が国のかけがえのない財産である皇居外苑で実施するにふさわしい意義が認められることも必要である。



- 皇居外苑で実施することに意義があること
- 実証試験として行事を実施すること
- 行事の実施後に評価・分析すること

➤ 旧皇室苑地の運営に関する件 (昭和22年12月27日閣議決定)

旧皇室苑地の中、宮城外苑、新宿御苑、京都御苑、白金御料地等は速やかに文化的諸施設を整備し、その恵沢を戦後国民の慰楽、保健、教養等国民福祉のため確保し、平和的文化国家の象徴たらしめることとし、概ね左の要領により運営するものとする。

要領

- 一、旧皇室苑地は、国民公園として国が直接管理するとともに史蹟名勝又は天然記念物として価値あるものは指定し、これが保存を図り汎く一般国民の享用に供すること。
- 二、旧皇室苑地の利用運営及び文化的諸施設の整備については、権威ある委員会を設置して総合計画を樹立すること。
- 三、旧皇室苑地を差当り国民的利用に開放するため、概ね左の措置を講ずるものとする。こと。
 - イ、宮城外苑に野外ステージを中心とする国民広場を設置し、各種行事、運動競技等に使用せしめること。
 - ロ、新宿御苑は国民庭園として一般に開放するとともに国民芸術の向上に資する諸施設を整備すること。
 - ハ、白金御料地は国立自然園として自然科学の研究及び自然観察の場として利用する傍ら、動物園及小運動場の設備をすること。
- 二、適当な箇所に簡易な野外休養施設を整備すること。

➤ 旧皇室苑地整備運営計画に関する報告 (昭和24年4月20日答申)※旧皇室苑地運営審議会からの答申

1. 由緒ある沿革を尊重し、努めて原状の回復保存をはかること。
2. 必要に応じ、史蹟、名勝、天然記念物又は風致地区として指定すること。
3. 各苑地の特殊性を生かし、国民生活に適合した整備運営を行うこと。
4. 緑地計画の一環として街路その他都市計画との調整をはかり、周辺地域の整備も併せて行うこと。
5. 各苑地の特性に照らし之と関連のない施設はこれを設けないこと。特に営利を主目的とし、又は利権を伴う諸施設の設置は、これを認めないこと。
6. 現在公開していない苑地（新宿御苑及び白金御料地）については、所要の施設を整備し、なるべく速やかに公開すること。ただし御苑の維持管理又は建設のため必要あるときは、入苑ならびに公開区域を適当に制限すること。
7. 所管官庁学識経験者を以て組織する審議機関を設け重要事項を審議し、各苑地の運営に遺憾のないようにすること。

皇居外苑

1. 国民広場として公開すること。
2. さしあたり照明、管理所、水呑場、便所等所用の施設を整備すること。
3. 将来は迂回道路を設ける等交通制限上所要の整備を行い、広場としての価値を向上すること。
4. 価値ある箇所は史蹟として指定すること。

➤ 皇居外苑の使用許可について(昭和27年3月11日 閣議了解)

1 皇居外苑の性格

皇居外苑は旧皇居苑地という由緒をもつ外、現在もなお皇居の前庭であるという特殊の性格をもった国民公園である。従って、これが一般の利用はその特殊の性格にふさわしい美観と静穏とを保ちうる方法により、広く国民一般の休憩、散策、観光に供する如く管理する。

2 皇居外苑の特別使用

右の趣旨から、国民公園管理規則第2条及び第4条の規定による皇居外苑の特別使用は、次に掲げるものにして皇居外苑の使用することが適当と認められるもの以外は原則として許可しない。

1. 政治的又は宗教的目的を有せず、且つ安寧秩序を乱すおそれがないと認められる集会、行進その他の催物、行事にして、その使用が、小区域且つ短時間に限るもの。

2. 国家的性質をもつ集会、行進その他の催物、行事

➤ 皇居外苑の使用許可について(昭和27年12月20日 閣議了解)

皇居外苑の特別使用許可については、昭和27年メーデー以後国家的行事以外のものは使用を許可しておらなかったが、東京消防庁の出初式については皇居外苑を使用する慣例があつて社会通念上その使用を当然と認められるという特殊事情があるので、本件に限り昨年度の許可の要領により維持管理上支障なき範囲で許可することとする。

なお、皇居外苑の特別使用許可については、昭和27年3月11日閣議了解「皇居外苑の使用許可について」によるも、当分の間原則として国家的行事に限り許可する方針を維持することと致したい。